

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 1箇月についての拘束時間の延長に関する協定書

と

労働者代表 は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

1 本協定の適用対象者は、貨物自動車の運転の業務に従事する者とする。

2 拘束時間は下表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	年間計
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	3,400 時間

3 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

令和 年 月 日

労働者代表

Ⓜ

Ⓜ